

# 公益社団法人神奈川県理学療法士会 会員の推薦依頼に関する規定

## 1、目的

この規定は、公益社団法人神奈川県理学療法士会（以下、本会）に対し、本会会員の推薦や業務派遣等について、他団体より依頼のあった際に関わる手続きについて定める。

## 2、依頼から推薦・回答までの流れ

- (1) 本会に対し、会員推薦の打診または依頼あり
- (2) 事務局にて打診・依頼の内容を確認し、別に定める会員推薦依頼書の提出を依頼（場合によっては事務局にて依頼書を完成）
- (3) 事務局から (2) の会員推薦依頼書を E-メールにて全理事に案内し推薦の可否について判断
- (4) 理事の同意を得た後に、依頼の業務内容に該当する本会担当局長へ推薦を依頼
- (5) 直近の理事会に会員推薦依頼の議題を事務局より提出し、推薦の可否の報告と推薦された会員の承認
- (6) 推薦の可否および被推薦会員名等の決定事項について、事務局から依頼先に回答

## 3、推薦の可否及び対象事業の基準

依頼の内容が、本会の定款に定める目的ならびに事業に合致しているものであり以下の基準による。

### (1) 推薦の対象となる団体：

推薦の対象となる団体は、官公庁および公益事業・学術事業を目的とした法人またはこれに準ずるものとし、次のいずれかに該当するものとする

(ア) 国、及び地方公共団体

(イ) 公益法人：公益社団法人、公益財団法人、特殊法人等

(ウ) 公益事業および公益性の高い学術活動を目的とした法人：非営利法人、学校法人等

(エ) その他、理事会が認めた団体：一般法人および法人格を有しない任意団体については、次の基準にて理事会にて判断する

- ・ 定款または会則を有し、かつ目的および事業内容が堅実な団体
- ・ 原則として機関誌等を定期的に発行
- ・ 原則として会員数 100 名程度を有する団体（過去数年期間において共催等を承認した団体についてはこの基準に拘束されず行事内容によって審議し決定する）
- ・ 医師・看護師・作業療法士・言語聴覚士等の団体会員が主体となり、その活動が本会会員に有益と判断される任意団体（要職種別会員数）

### (2) 推薦の対象事業および対象外事業：

事業の適否については、次の (ア) および (イ) に定めた事業内容と提出された会員推薦依頼書にもとづき、事業趣旨・概要等（事業の目的・内容・主催責任者・対象者・予定人数・日時・期間・場所・その他）にて確認し判断する。

#### (ア) 対象事業

- ・ 県民の保健・医療・福祉の発展に寄与し、本会会員の人格、倫理の高揚に努め、学術技能を研鑽し、理学療法の普及啓発に貢献すると認められる事業
- ・ 公益目的の事業であり、不特定かつ多数の県民の利益に寄与すると認められる事業

- ・ 本会会員にとって有益であると認められる事業
- ・ 本会の目的を達成するために必要と認められる事業
- ・ 営利目的ではない事業

#### (イ) 対象外事業

- ・ 開催団体の宣伝等、特定の関係者への便宜供与、利益誘導が認められる事業
- ・ 運営方法が公正でないと認められる事業
- ・ 参加対象が限定的な事業（団体会員限定、参加規模等）
- ・ 過去の受託事業において申請内容に疑義があった事業
- ・ その他、理事会で適当でないと判断された事業

#### 4、事業中止等の届出

推薦依頼者または被推薦会員は、推薦を受けた後に事業の中止、または依頼内容等に変更があった場合には、速やかに本会事務局にその旨を届け出なければならない。

#### 5、理事会への報告

- (1) 事業終了後には、必要に応じ被推薦会員より理事会に事業報告を行う。ただし、本報告は推薦した担当部局の事業報告に含めることを可とする。
- (2) 前項の事業中止等の届け出があった場合、または実際の事業が本規定第3項の推薦基準を欠いていると認められたときは、中止および不適性事項について推薦依頼者への確認を経て、理事会にて承認を取消すものとする。

#### 6、補則

この規定に定めるもののほか、会員の推薦等に関して必要な事項は理事会にて定める。

#### 附則

- ・ この規定は理事会により改廃する
- ・ この規定は平成 24 年 10 月 16 日より施行する

平成 年 月 日

事業計画書

項 目	内 容
事業目的 及び事業内容	
開催（推薦）期間 及び日時	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 午前 ～ 午前 時 ～ 時 午後 ～ 午後
開催場所	
参加見込人数	人
担当者名	
その他	